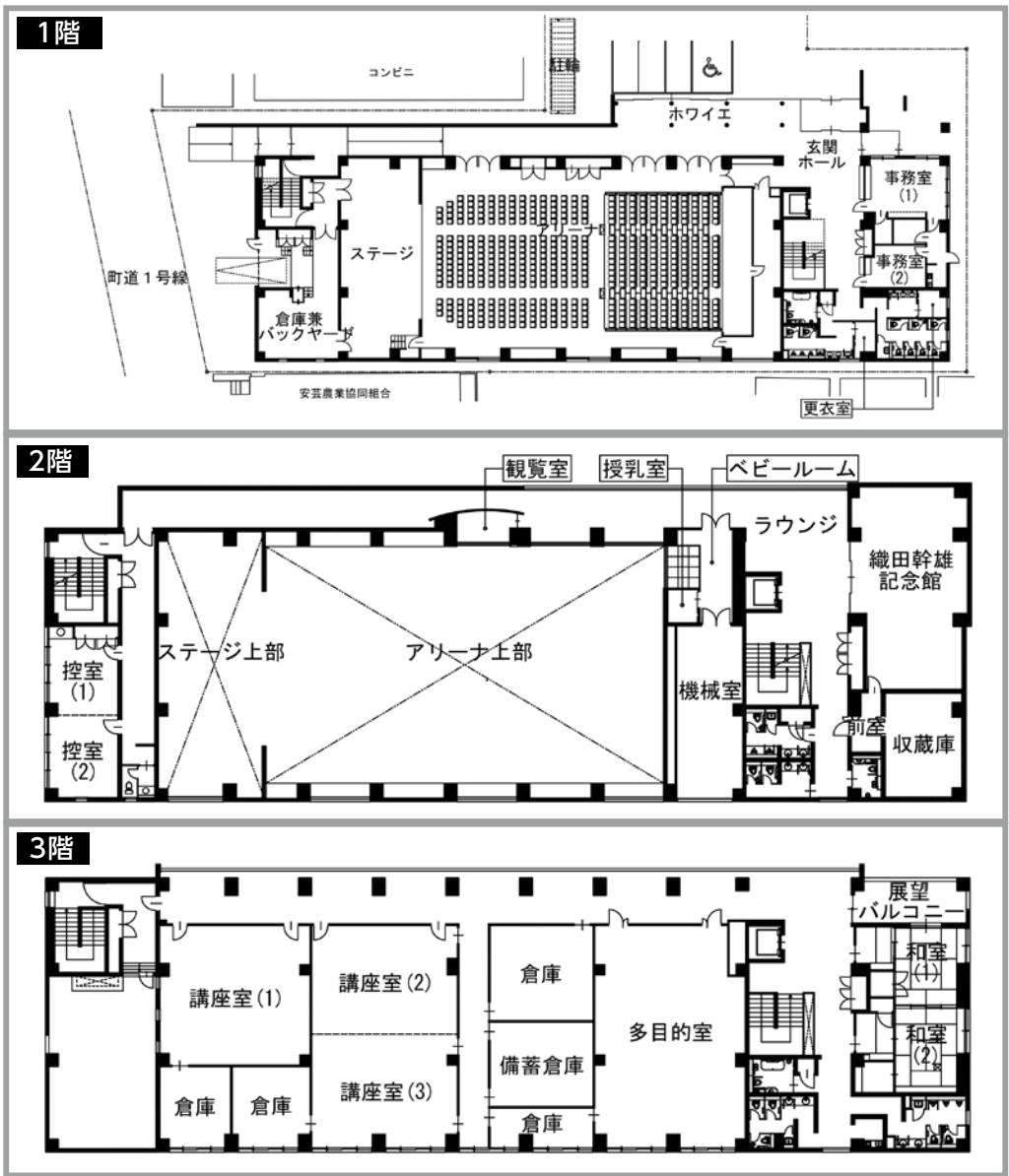


海田の学びと歴史文化の拠点づくり 第2回

～（仮称）海田公民館・（仮称）織田幹雄記念館建設～

生涯学習課 ☎823-9217 📠823-9256

現在、海田町教育委員会では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年4月の開館をめざして、「（仮称）海田公民館」および「（仮称）織田幹雄記念館」の実施設計を進めています。建設予定地は、シルバー人材センター跡地（旧千葉家住宅駐車場・保健センターの隣）で、開館後は、旧千葉家住宅を含む3つの施設の一体的な運営により、本町の学び（生涯学習・文化・スポーツ）と歴史文化の拠点にしたいと考えています。今月号では、現時点での平面図などを紹介します。



実施設計案の面積など（主なもの）

敷地面積	2,152㎡	講座室等	2階控室(1)*1	26㎡	多目的室	3階多目的室	143㎡
延床面積	2,961㎡		2階控室(2)*1	27㎡	和室	3階和室(1)*3	36㎡
駐車台数	32台		3階講座室(1)	92㎡		3階和室(2)*3	37㎡
ホール(アリーナ)	1階アリーナ(ホール)	472㎡	3階講座室(2)*2	69㎡	記念館	2階織田幹雄記念館*4	100㎡
			3階講座室(3)*2	73㎡	ベビールーム	2階ベビールーム	23㎡

※実施設計案の部屋名は全て仮称です。
※1：控室(1)と(2)は一体的に利用が可能です。
※2：講座室(2)と(3)は一体的に利用が可能です。
※3：和室(1)と(2)は一体的に利用が可能です。
※4：収蔵庫と前室の面積は含んでいません。

今後具体的な設計内容などを随時お知らせします

軽自動車税減免の案内

町では次の軽自動車などについて減免制度を設けています。

①障がいのある人が所有する軽自動車など
対象◆障がい（下表を参照）のある人本人が所有者であるもの

※身体障がい者などで年齢18歳未満、または知的・精神障がい者の人は、生計を一にする者が所有する場合も対象となります。

手続きに必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
- ・印鑑（納税義務者のもの）
- ・身体障害者等手帳
- ・自動車検査証の写し（原動機付自転車の場合は必要ありません）
- ・運転免許証の写し（運転者のもの）
- ・マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか（コピー可）で納税義務者のマイナンバーの確認ができるもの
- ②構造がもつばら身体に障がいのある人の利用に使われる軽自動車など

対象◆車椅子に乗ったままの状態で使用する昇降装置もしくは固定装置を装着するなど特別の仕様により製造されたもの、または構造変更が加えられ、自動車検査証などでその確認が取れるもの

手続きに必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
- ・印鑑（納税義務者のもの）
- ・自動車検査証の写し
- ・車両の標識番号・構造の分かる写真（自動車検査証により構造変更が確認できない場合）
- 【個人の場合】マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載

された住民票の写しのいずれか（コピー可）で納税義務者のマイナンバーの確認ができるもの

③公益のため直接専用するものと認められる軽自動車など

対象◆社会福祉法に規定する特定の社会福祉法人などが納税義務者で、かつ、使用する軽自動車などで、当該事業の用に直接供するもの、または入所者・通所者の送迎、入所者・通所者に対する供給物品の輸送などの用途に使用する割合が全用途に対して50パーセント以上のもの

手続きに必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
- ・使用目的別走行距離表（役場に備え付けてあります）
- ・印鑑（納税義務者のもの）
- ・自動車検査証の写し
- ・定款の写し

平成30年度軽自動車税の減免手続きは、平成30年度軽自動車税の納税通知書発送以降（5月発送予定）、納期限7日前まで受け付けます。新たに軽自動車税減免申請をする場合は、手続きに必要なものを持参のうえ、税務課（役場1階）で手続きをしてください。

※①の場合の減免は自動車税、軽自動車税を通じて1台に限ります。

※すでに減免を受けている人には、4月に案内文を送付します。

（注）役場に備え付けてあります。納税義務者のマイナンバーまたは法人番号の記載が必要です。

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視 覚 障 害		1 級から 4 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴 覚 障 害		2 級および 3 級	
平 衡 機 能 障 害		3 級および 5 級	
音 声 機 能 障 害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症から第 2 項症までの各項症 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上 肢 不 自 由		1 級および 2 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
下 肢 不 自 由		1 級から 6 級までの各級 同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第 3 項症までの各項症）
体 幹 不 自 由		1 級から 3 級までの各級および 5 級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1 級から 3 級までの各級）	特別項症から第 6 項症までの各項症および第 1 款症から第 3 款症までの各款症（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第 4 項症までの各項症）
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級および 2 級 （1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1 級から 6 級までの各級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1 級から 3 級（1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く））	
心 臓 機 能 障 害		1 級、3 級および 4 級 （同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1 級および 3 級）	特別項症から第 3 項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小 腸 機 能 障 害		1 級から 3 級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
肝 臓 機 能 障 害			
療育手帳…障害の程度の表示が㊦および A であるもの		精神障害者保健福祉手帳…障害等級が 1 級であるもの	

※表中の同一生計者…当該障がいのある人と生計を一にする者のこと。